

# 御嵩町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年9月7日  
御嵩町農業委員会

## 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

については、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、御嵩町内に混在する平地と中山間地の特性に配慮しつつ、農地等の利用の最適化を一体的に進めることができるよう御嵩町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めるものとする。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 2 遊休農地の発生防止・解消について

### (1) 遊休農地の解消目標

	管内農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地割合(B/A)
現 状 (平成29年4月)	460ha	5.6ha	1.2%
3年後の目標 (平成32年7月)	451ha	4.4ha	0.9%
目 標 (平成35年7月)	442ha	0ha	0%

#### 【目標設定の考え方】

「新・農地を生かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地面積「ゼロ」を将来の達成目標に見据えた計画とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- 農業委員と推進委員の連携により、利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）と利用意向調査を実施し、農家の個別相談や指導など、農地の利用関係の調整を行う。
- 利用意向調査の実施時期にかかわらず、農地パトロールを適宜実施し、違反転用・遊休農地の発生防止、早期発見に努める。
- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた利用権設定や、農地中間管理事業の活用を促進する。

3 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成 29 年 4 月)	4 6 0 h a	8 0 . 1 h a	1 7 . 4 1 %
3 年後の目標 (平成 32 年 7 月)	4 5 1 h a	8 1 h a	1 7 . 9 6 %
目 標 (平成 35 年 7 月)	4 4 2 h a	3 5 4 h a	8 0 %

【目標設定の考え方】

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への利用集積率 80%を将来の達成目標に見据えた計画とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- 農地中間管理機構や農協等と連携し、高齢農業者の農地や、貸付を希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報について共有を図り、農地中間管理事業の活用を検討するなど、担い手への農地利用の集積・集約を推進する。
- 地域の農地利用状況を踏まえ、担い手への利用集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整、利用権の再設定を推進する。
- 農業委員会として、「人・農地プラン」の作成と見直しに積極的に取り組む。

#### 4 新規参入の促進について

##### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入数（経営体） （新規参入者取得面積）
現 状 （平成 29 年 4 月）	1 経営体 （ 0. 3 h a ）
3 年後の目標 （平成 32 年 7 月）	3 経営体 （ 0. 9 h a ）
目 標 （平成 35 年 7 月）	6 経営体 （ 1. 8 h a ）

##### 【目標設定の考え方】

過去 3 年の実績により、1 年間に 1 経営体を目標とする。

##### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- 御嵩町や農協等の関係機関と連携し、情報の共有を図り、新規参集者のサポートを行う。